

小規模簡易専用水道のてびき

千葉県健康福祉部薬務課
君津郡市広域市町村圏事務組合

目 次

I はじめに	1
II 小規模簡易専用水道とは	1
III 小規模簡易専用水道の設置者のすること	2
IV 汚染事故等の緊急時の措置	4

その他

- ・水道施設点検表（小規模簡易専用水道）
- ・貯水槽の衛生管理について
- ・届出様式

資 料

1. 君津郡市広域市町村圏事務組合小規模水道条例
2. 君津郡市広域市町村圏事務組合小規模水道条例施行規則
3. 健康福祉センター（保健所）の一覧

千葉県各市担当課一覧

I はじめに

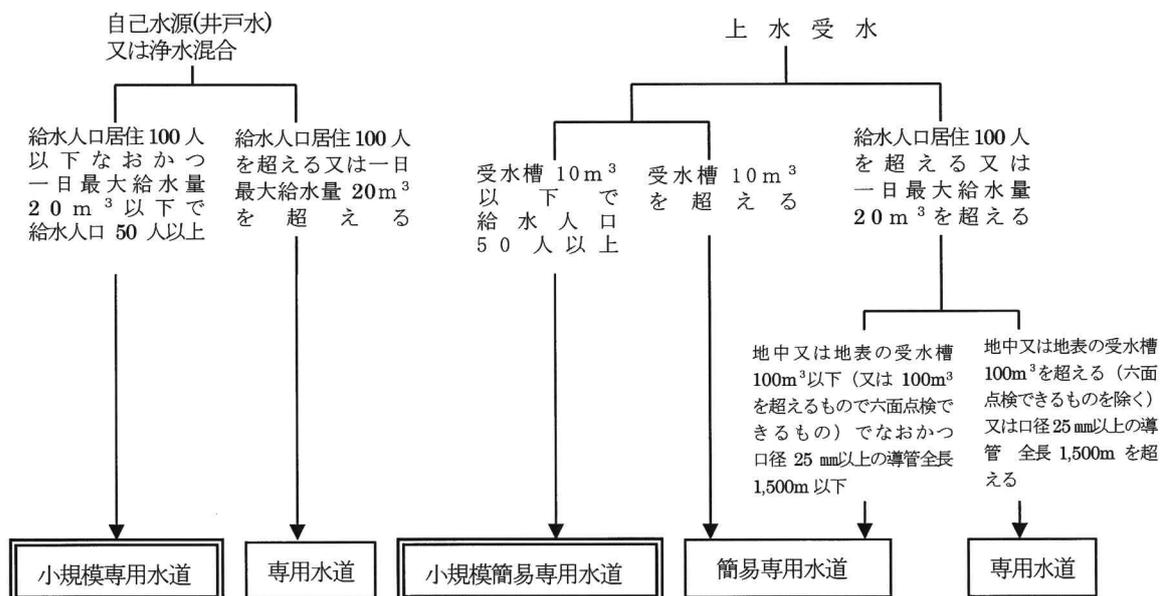
一般に「水道」と言われているものは「水道法」で規定する水道を指し、例えば県営水道や市町村水道が挙げられ、その他には専用水道や簡易専用水道といった水道が法的に種々の規制を受けながら衛生的で安全な水の供給が図られています。

しかし、小規模な水道施設については「水道法」の適用から除外されており、とかくその管理の不徹底が指摘されがちです。これらの小規模水道にあっても本質的には一般の水道とその内容は変わりなく、同じように良質で豊富な水が供給されなければなりません。

このような観点から千葉県では昭和37年に「君津郡市広域市町村圏事務組合小規模水道条例」を制定し、50人以上の者に水を供給し、かつ水道法の適用除外となる小規模な水道を対象としてその衛生管理等を指導しています。

II 小規模簡易専用水道とは

50人以上の者に飲用の水を供給し、かつ水道法の適用除外となる水道であり、県や市町村等の水道（水道事業）から供給される水のみを水源とするものを「小規模簡易専用水道」といい、その他のものを「小規模専用水道」といいます。（下図参照：□は水道法適用、▣は小規模水道条例適用）



* 専用水道からの受水も専用水道に該当

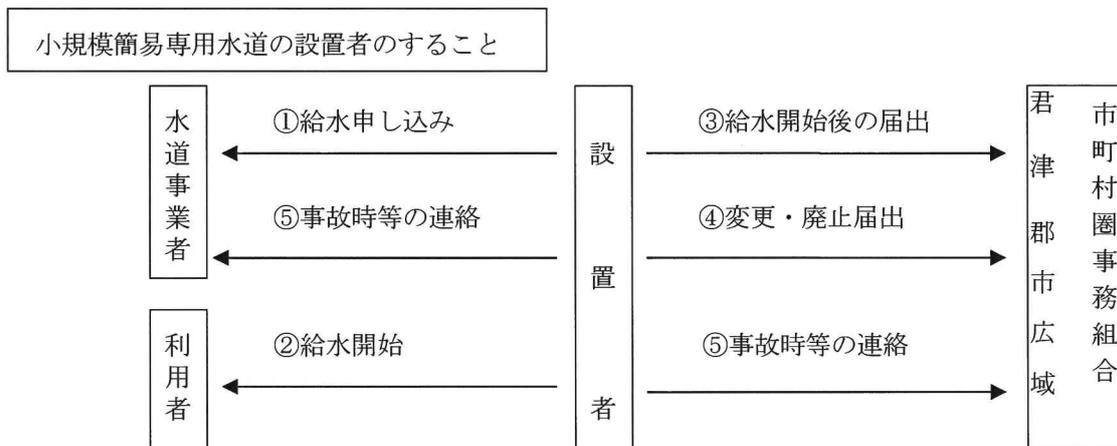
なお、「50人以上の者に飲用の水を供給」とは、設置者が特別な関係（家主、管理者、経営者等）に基づき50人以上の居住者、滞在者に飲用の水を供給することをいいます。

< 条例の適用を受ける小規模水道の給水人口の例示 >

- (1) 共同住宅・宅造地等における居住人口
- (2) 学校・幼稚園・保育所等における職員数及び学童・園児数

- (3) 病院・診療所等における職員及び病床数
- (4) 旅館・ホテル等における従業者数及び宿泊収容定員数
- (5) ゴルフ場・遊園施設等における従業者数及び利用定員数
- (6) その他事業所における従業者数及び勤務者数

Ⅲ 小規模簡易専用水道の設置者のすること



1 君津郡市広域市町村圏事務組合への届出

(1) 給水開始の届出

小規模簡易専用水道を設置し、給水を開始したときは、所定の届出用紙により、施設の所在地を管轄する君津郡市広域市町村圏事務組合へ届け出てください。

(2) 変更する場合

設置者が変更になった場合や受水槽の規模拡大等があった場合は届出が必要です。

(3) 既設の場合

給水開始の届出をしていない施設や、既存の施設で給水を受ける者の数が50人以上となった場合等で、小規模簡易専用水道に該当するようになった場合は届出が必要です。

(4) 廃止する場合

給水人数の減少、施設規模の拡大・縮小又は消滅等によって小規模簡易専用水道でなくなった場合は届出が必要です。

2 維持管理

小規模簡易専用水道の日常的な維持管理については、小規模専用水道のような施設基準や水質検査等の義務はありませんが、条例に基づいた以下の「管理基準」は遵守しなければなりません。

(1) 管理体制の整備

(ア) 管理責任者の設置

小規模簡易専用水道の設置者は、維持管理の責任者を定め、適正な維持管理を行ってください。

(イ) 図面等の整備

維持管理を行うために必要な配管系統図等主要施設の各種図面、書類及び工具、検査機器等を整備保管してください。

(ウ) 記録の保存

施設の点検・清掃・修理及び従事者の健康診断並びに条例に基づく水質検査等を行った場合はその記録を作成し保存してください。

なお、保存期間は次のとおりですが、できる限り長期保存に努めてください。

施設の点検・清掃・修理等の実施記録 健康診断の実施記録	1 年
水質検査の結果	3 年

(2) 衛生管理

(ア) 立入禁止措置

水源及び各施設周囲にみだりに人が立ち入らぬように立札掲示、柵の設置、施錠等の措置を講じてください。

(イ) 汚染の防止

汚水の流入や逆流、漏水等に十分注意するほか、施設内外の清潔保持及び汚染防止に努めてください。

(ウ) 残留塩素の保持

原水は既に消毒された浄水ですが、受水槽で貯留される間に塩素剤が消費され、給水栓末端で規定の残留塩素が確認されないことがあります。残留塩素が確保されないことが判明した場合は、再塩素消毒設備の設置等の措置をとり、常時給水栓末端で遊離残留塩素を0.1mg/l以上保持するようにならなければなりません。

(3) 施設管理

(ア) 定期点検

小規模簡易専用水道施設の水槽及びその周辺を定期的に点検を行い、清潔の保持及び水槽の亀裂等を発見したときは速やかに補修・改善してください。

(イ) 水槽等の定期的清掃

各種水槽は1年に1回定期的に清掃するほか、水あかや沈殿物が多い場合、及び汚染があった場合は随時清掃し、消毒してください。

(4) 水質管理

給水栓の水に異常を感じたときは、必要な水質検査を行ってください。

管理の不備や構造的な欠陥があったり、配水管の腐食が進行した場合には、水の色、濁り、臭い、味に異常が生じることがあります。したがって日常的に水の外観に注意し、異常を感じたときは速やかに水質検査を行ってください。

(5) その他

消防用設備と共用されている水槽の清掃・補修時に槽内の水抜きを行う場合は、あらかじめ地元の消防機関へ連絡してください。

IV 汚染事故等の緊急時の措置

万一、事故が起き、人の健康を害するおそれがあることを知った時は、速やかに次のような措置をとってください。

- (1) 給水を停止し、利用者に使用しないよう知らせるとともに、君津郡市広域市町村圏事務組合及び健康福祉センター（保健所）等へ連絡し指示に従ってください。
- (2) 汚染原因を調査の上、必要な改善措置をとり、給水再開について、君津郡市広域市町村圏事務組合及び健康福祉センター（保健所）の指導に従ってください。

水道施設点検表（自己水源）

点検事項	点検項目	年 月 日												備考			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
水源 浄水設備等	水源の清潔保持・汚染防止措置は適切か	1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	ろ過能力が過負荷とならないよう維持しているか	2															
	沈砂槽等の清潔保持・汚染防止措置は適切か	3															
	漏水・水圧等の対策は適切か	4															
ポンプ等設備	ポンプ室内は清潔に保持しているか	5															
	ポンプ類に異常な騒音・振動はないか	6															
	ポンプから水漏れしていないか。(グラブドパッキンの交換)	7															
給水管等の状態	給水管等に亀裂・漏水箇所がないか	8															
	注水量は適正であるか	9															
消毒設備	液の漏れはないか	10															
	薬液タンクの液量は十分か	11															
水槽周囲の状態	関係者以外の立入禁止措置を講じているか	12															
	水槽の周囲は清潔に保持しているか	13															
受水槽・高置水槽の外観検査	亀裂、漏水箇所がないか	14															
	雨水等が入り込む開口部や接合部の隙間がないか	15															
	水槽の上床盤には、不要な設備、機器等が置かれていないか	16															
	マンホールの状態（立ち上げ・防水・施設等）は適切か	17															
	オーバーフロー管・通気管の防虫網は適切か	18															
	オーバーフローと排水ますとは直接連結されていないか	19															
水槽内部の状態	水中及び水面に異常な物質がないか	20															
	汚泥、赤錆等の沈積物、内部の汚れ等が異常に存在しないか	21															
	給水施設以外の配管設備等が設置されていないか	22															
その他	貯水槽の清掃	23															
	定期の水質検査	24															
健康診断	腸内細菌検査は年1回以上実施しているか	25															

判定基準 (○:良好 △:不十分 ×:不良)

	【清掃実施日】	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	【検査実施日】	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	【検査実施日】	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	【検査実施日】	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

【結果】全項目・必須項目 適合・不適合 (項目:)
 【結果】全項目・必須項目 適合・不適合 (項目:)
 【結果】全項目 適合・不適合 (項目:)

貯水槽の衛生管理について

貯水槽設置者の方は次に従って管理を行ってください。

必要な衛生管理 【条例等で定められていること】

- ①貯水槽は1年に1回以上、定期的に清掃してください。
- ②貯水槽やポンプ等の水道施設の管理状況について、1年に1回以上、定期的に検査・点検してください。
- ③施設の点検記録、水質検査記録等の書類は、作成した日から5年間は保存してください。
- ④井戸水や沢水を使用している施設は、年1回以上水質検査を実施してください。

項目：一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物全有機炭素TOCの量、pH値、味、臭気、色度、濁度

- ⑤水質に異常を認めた場合には、必要な項目について水質検査を実施してください。

望ましい管理

- ⑥有害物、汚水等に汚染されるのを防ぐために、水槽等の点検を月に1回は行いましょう。
- ⑦水の色・濁り・におい・味を毎日チェックしましょう。
- ⑧残留塩素を週1回給水栓の末端でチェックしましょう。
- ⑨水道水を使用している施設も、年1回水質検査を実施しましょう。

項目：上記④の項目の内、「亜硝酸態窒素」及び「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」を除く項目

- ⑩施設の図面は常に保存し、事故などで必要なときに速やかに確認できるようにしましょう。

第3号様式（第6条第1項及び第10条第1項）

小規模簡易専用水道変更届出書

年 月 日

君津郡市広域市町村圏事務組合
管理者 様

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

下記のとおり変更したので、君津郡市広域市町村圏事務組合小規模水道条例
第9条第1項（第13条第2項）の規定により届け出ます。

記

- 1 水道の区分 小規模簡易専用水道
- 2 確認番号・年月日（届出年月日）
指令第 号 年 月 日
- 3 施設(区域)の名称及び所在地
①名 称
②所在地
- 4 変更年月日
年 月 日
- 5 変更事項
旧
新

注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

第4号様式（第6条第1項及び第10条第1項）

小規模簡易専用水道廃止届出書

年 月 日

君津郡市広域市町村圏事務組合
管理者 様

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

下記のとおり小規模簡易専用水道を廃止するので、君津郡市広域市町村圏事務組合小規模水道条例第9条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 水道の区分 小規模簡易専用水道
- 2 確認番号・年月日（届出年月日）
指令第 号 年 月 日
- 3 施設(区域)の名称及び所在地
①名 称
②所在地
- 4 廃止予定年月日
年 月 日
- 5 廃止の理由

注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

第5号様式（第9条第1項）

小規模簡易専用水道給水開始届出書

年 月 日

君津郡市広域市町村圏事務組合
管理者 様

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

小規模簡易専用水道の給水を開始したので、君津郡市広域市町村圏事務組合小規模水道条例第13条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

1. 小規模簡易専用水道の名称

(TEL)

2. 小規模簡易専用水道の所在地

注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第6号

小規模簡易専用水道届出書

年 月 日

君津郡市広域市町村圏事務組合
管理者 様

住所

氏名

印

電話

法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

私の設置する水道施設が、君津郡市広域市町村圏事務組合小規模水道条例第2条第2項に規定する小規模簡易専用水道に該当することとなったので、下記のとおり届け出ます。

記

1 設置年月日

年 月 日

2 施設（区域）の名称及び所在地

①名称

②所在地

3 小規模簡易専用水道となった年月日

年 月 日

注1 小規模簡易専用水道となるまでの経過を記載した書類及び給水開始の届出に準ずる書類を添付すること。

2 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

整理 番号	
----------	--

様式第8号の2

小規模簡易専用水道施設概要書（台帳）

施設の名称・所在地			
設置者の住所・氏名			
管理者の住所・氏名			
主たる用途	共同住宅・事務所・店舗・学校・病院・その他（ ）		
給水開始届出年月日		給水開始 年 月 日	
小規模簡易専用水道 届出年月日		建築物衛生法 適用の有無	

水 源		市町村 企業団		水道事業
受 水 槽	設置場所	屋内 ・ 屋外	設置基数	基
	設置方式	地上式・地下式・半地下式	材質	鉄筋コンクリート・鋼鉄 FRP・その他（ ）
	有効容量	m^3 (縦 $m \times$ 横 $m \times$ 有効水深 m)		
高 置 水 槽	設置場所	屋内 ・ 屋外	設置基数	基
	容 量	m^3	材質	鉄筋コンクリート・鋼鉄 FRP・その他
用 途	生活用水専用・消防用水共用・工業用水共用・その他（ ）			
主 要 配 管	鋼管・亜鉛メッキ鋼管・塩化ビニール管・その他（ ）			
使 用 状 況	水量	$m^3/日$	使用者数	人/日
塩素滅菌機 の有無	有（ ） ・ 無			
(備考)				

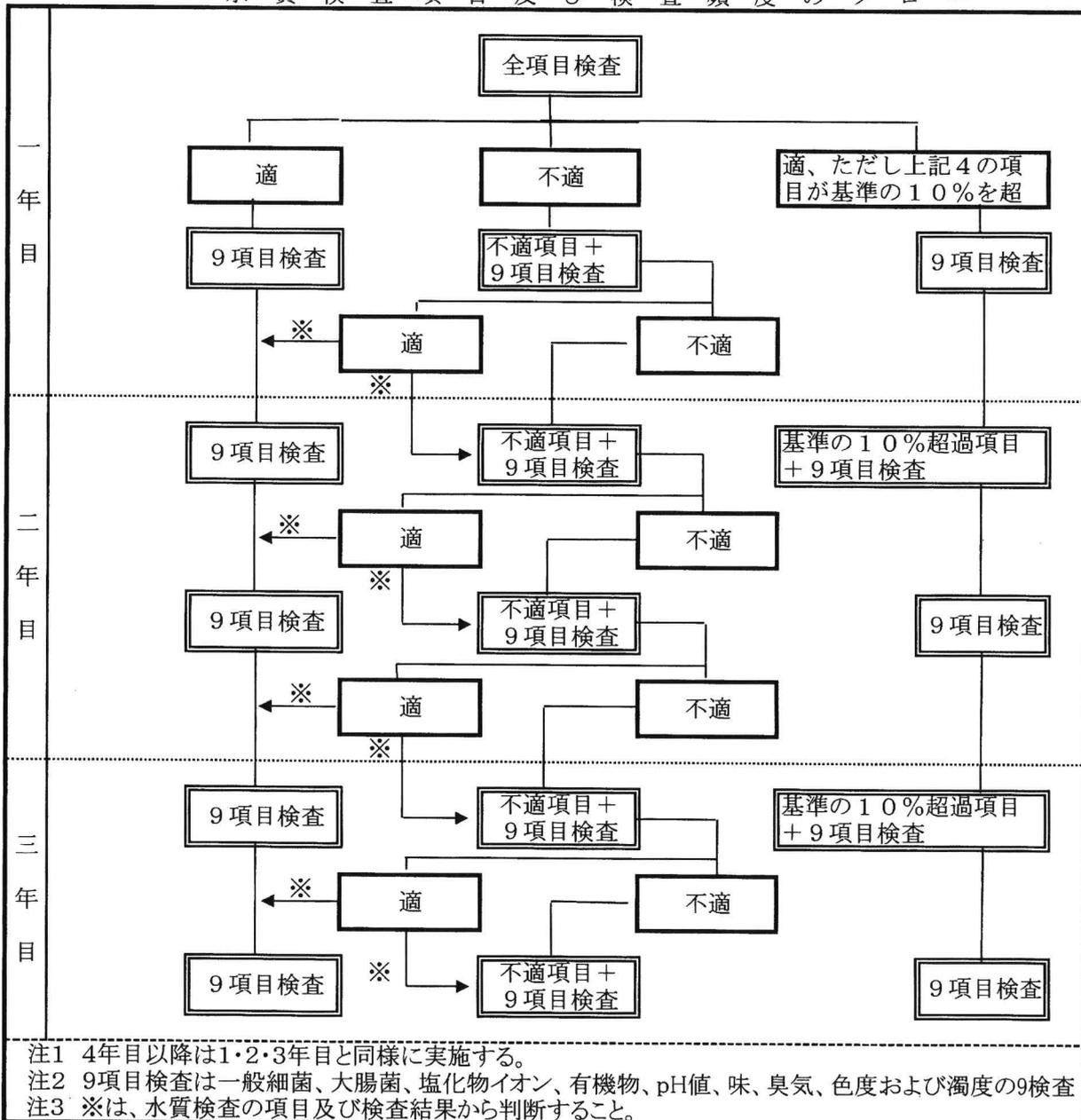
(案内図)

年 月 日	記 事

VI 小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度

- 1 検査頻度については、年2回とし、原則として年1回は全項目（51項目）検査を実施すること。
- 2 1回目の全項目検査の結果が水質基準に適合し、異常がないと認められた場合の2回目の水質検査は9項目まで省略することができる。
- 3 水源の種別、取水地点又は浄水方法が変更されずかつ水源の種別及び水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合は、全項目検査を実施し、その結果が水質基準に適合しているときには翌年及び翌々年の年1回行う全項目検査は、基準の表中32の項から37の項まで及び39の項から45の項まで検査事項に関する検査の全部又は一部を省略することができる。
- 4 水源の種別、取水地点又は浄水方法が変更されずかつ水源の種別及び水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合は、基準の表中3の項から31の項までの検査事項に関する検査については、前回における当該事項についての検査の結果が、当該事項に係る水質基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上まで省略することができる。
- 5 浄水を受水する小規模専用水道にあっては、水質基準に適合する水の供給を受けることから、水の供給を受ける水道の水質検査結果を入手することにより全項目検査については、次のとおりとすることができる。
 - ① 基準の表中3の項から5の項まで、7の項、12の項から20の項まで、36の項、37の項及び39の項から45の項までの事項に関する検査については、検査を省略することができる。
 - ② 基準の表中6の項、8の項及び32の項から35の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、使用する配管等資機材の使用状況から、検査を省略することができる。
- 6 水道法施行規則第15条第1項第4号で規定する項目については、過去の検査結果が基準値の2分の1以下でありかつ原水並びに水源及び周辺の状況等から勘案し、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、その検査を省略することができる。ただし、3年に1回の全項目検査は必要であること。

水質検査項目及び検査頻度のフロー



Ⅶ水質基準及び水質検査の項目

区分	No.	検査事項	基準値	確認申請時に行う水質検査	給水開始時に行う水質検査	全項目検査		深井戸を水源とする場合の例								
						自己水源又は浄水混合	浄水受水	1年		2年		3年				
								1回	2回	1回	2回	1回	2回			
健康に関連する項目	1	一般細菌	100個/ml以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	○	◎	△	○	◎		◎		◎			
	4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	○	◎	△	○	◎		◎		◎			
	5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	○	◎	△	○	◎		◎		◎			
	6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	○	◎	□	○	◎		◎		◎			
	7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	○	◎	△	○	◎		◎		◎			
	8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	○	○	◎	□	○	◎		◎		◎			
	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	○	○	◎	◎	○	◎		◎		◎			
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	○	○	◎	◎	○	◎		◎		◎			
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	○	○	◎	◎	○	◎		◎		◎			
	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	○	◎	△	○	◎		◎		◎			
	13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	○	◎	△	○	◎		◎		◎			
	14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	○	◎	△	○	◎		◎		◎			
	15	1・4-ジオキシシン	0.05mg/l以下	○	○	◎	△	○	◎		◎		◎			
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	○	◎	△	○	◎		◎		◎			
	17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	○	◎	△	○	◎		◎		◎			
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	○	◎	△	○	◎		◎		◎			
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	○	◎	△	○	◎		◎		◎			
	20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	○	◎	△	○	◎		◎		◎			
	21	塩素酸	0.6mg/l以下		○	◎	◎	○	◎		◎		◎			
	22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下		○	◎	◎	○	◎		◎		◎			
	23	クロホルム	0.06mg/l以下		○	◎	◎	○	◎		◎		◎			
	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下		○	◎	◎	○	◎		◎		◎			
	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下		○	◎	◎	○	◎		◎		◎			
	26	臭素酸	0.01mg/l以下		○	◎	◎	○	◎		◎		◎			
	27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下		○	◎	◎	○	◎		◎		◎			
	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下		○	◎	◎	○	◎		◎		◎			
	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下		○	◎	◎	○	◎		◎		◎			
	30	ブロモホルム	0.09mg/l以下		○	◎	◎	○	◎		◎		◎			
	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下		○	◎	◎	○	◎		◎		◎			
性状に関する項目	32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	○	●	□	○		○		○				
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	○	●	□	○		○		○				
	34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	○	●	□	○		○		○				
	35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	○	●	□	○		○		○				
	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	○	●	△	○		○		○				
	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	○	●	△	○		○		○				
	38	塩化物イオン	200mg/l以下	○	○	○	○	○		○		○				
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	○	○	△	○		○		○				
	40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	○	●	△	○		○		○				
	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	○	●	△	○		○		○				
	42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	○	●	△	○		○		○				
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	○	○	●	△	○		○		○				
	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	○	●	△	○		○		○				
	45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	○	●	△	○		○		○				
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	○	○	○	○	○		○		○				
	47	pH値	5.8以上~8.6以下	○	○	○	○	○		○		○				
	48	味	異常でないこと		○	○	○	○		○		○				
	49	臭気	異常でないこと	○	○	○	○	○		○		○				
	50	色度	5度以下	○	○	○	○	○		○		○				
	51	濁度	2度以下	○	○	○	○	○		○		○				
項目数				39	51	51	51									

●は「Ⅵ 小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度」の3により3年に1回まで検査回数の省略可能項目
◎は「Ⅵ 小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度」の4により3年に1回まで検査回数の省略可能項目
△は「Ⅵ 小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度」の5の①による省略可能項目
□は「Ⅵ 小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度」の5の②による省略可能項目

施設 番号	
----------	--

年 月 日

君津郡市広域市町村圏事務組合 様

施設名

管理責任者名

□

年 月に検査した結果を次のとおり報告します。

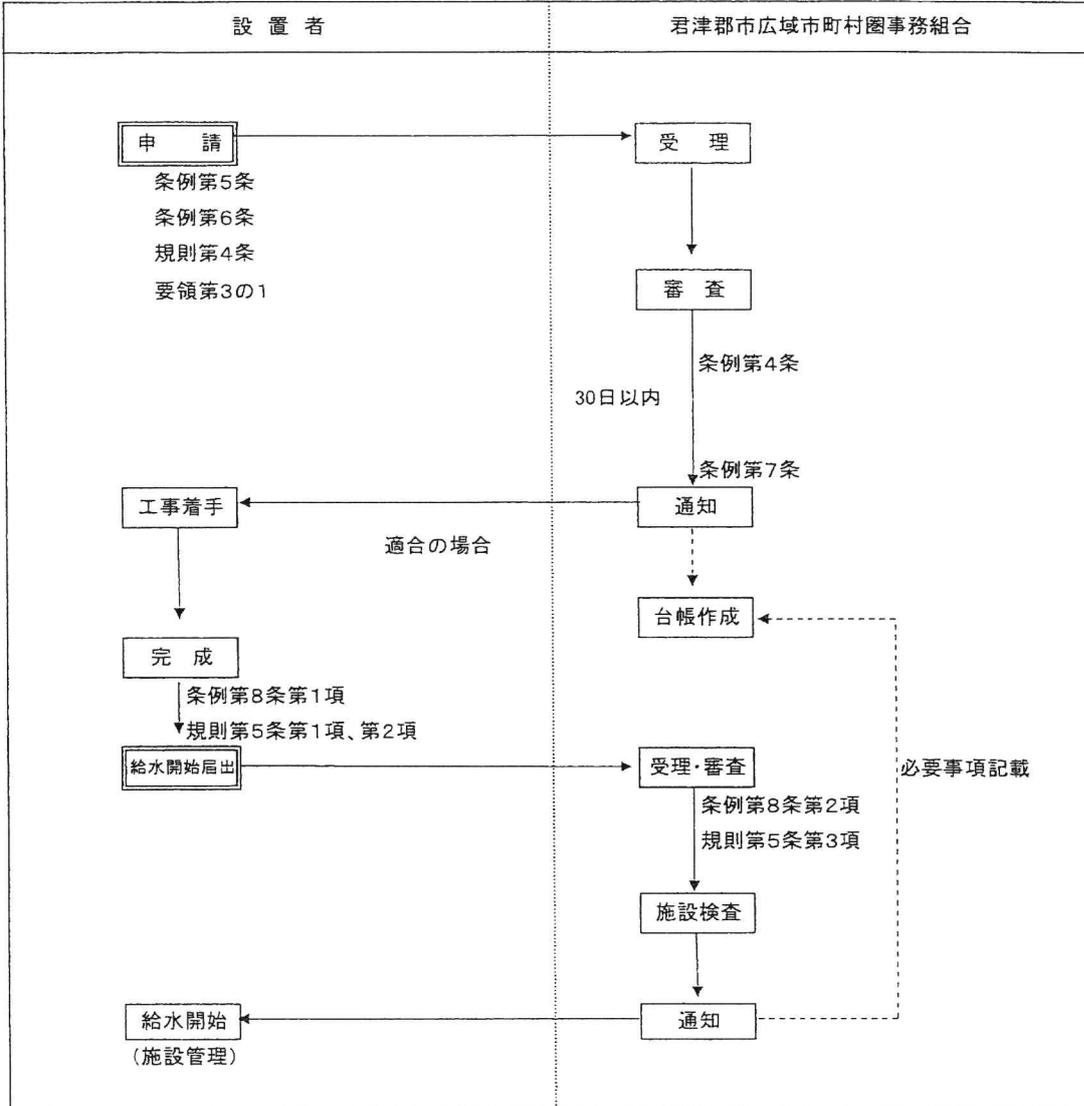
水質検査月報

月分

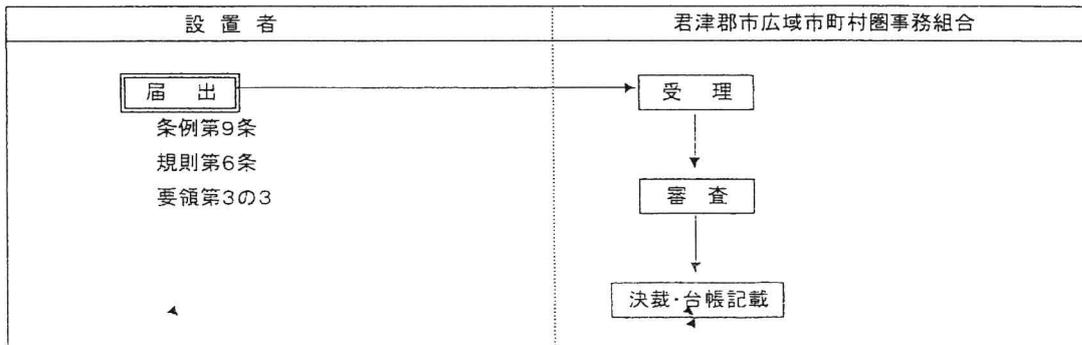
日付	採取時間	色	濁り	残留塩素量 mg/l	採取場所	摘 要
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

君津郡市広域市町村圏事務組合小規模水道条例

小規模専用水道新設・増設(改造)工事確認申請



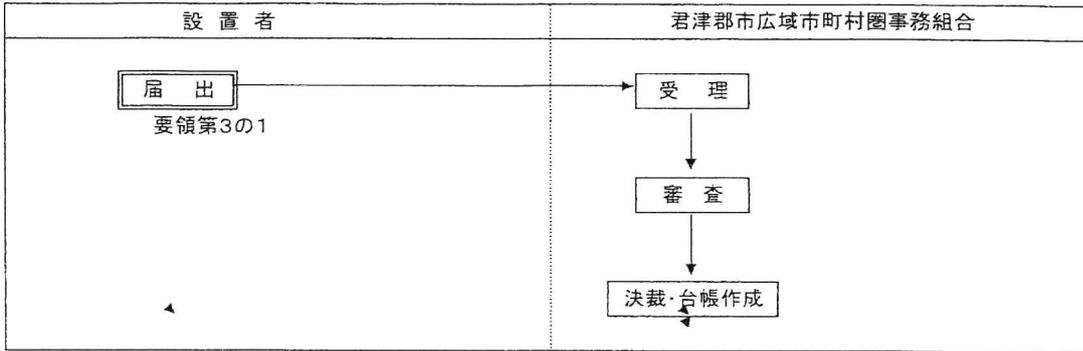
小規模専用水道変更届



(留意事項)

設置者の地位承継の届出についても、小規模専用水道変更届による

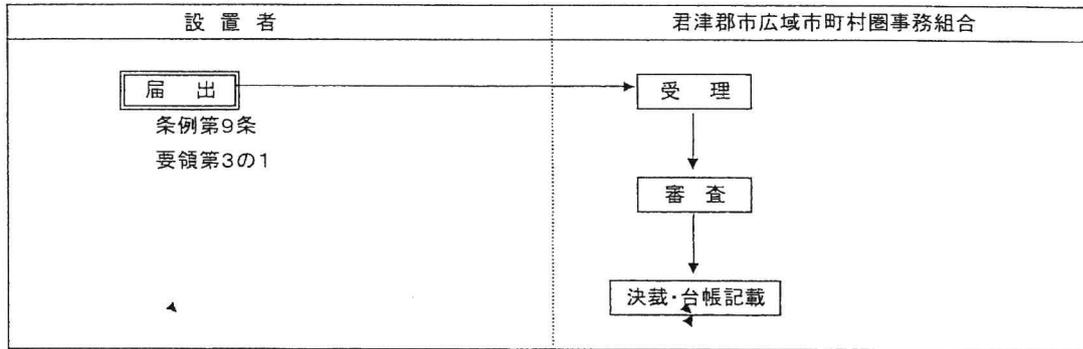
小規模専用水道届



(留意事項)

- 1 小規模専用水道でない水道が、工事を伴わずに小規模専用水道となる水道が対象であること。
(工事を伴う場合は、確認申請となる。)
- 2 無確認工事による小規模専用水道の場合は、始末書等を徴したうえで、届出させること。

小規模専用水道廃止届



君津郡市広域市町村圏事務組合条例第1号

君津郡市広域市町村圏事務組合小規模水道条例

(目的)

第1条 この条例は、小規模水道の布設及び管理の適正を図ることにより、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「小規模水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体であつて、50人以上の者に水を供給するもの（次の各号に掲げるものを除く。）をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

(1) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業の用に供する同条第1項に規定する水道

(2) 水道法第3条第3項に規定する簡易水道事業の用に供する同条第1項に規定する水道

(3) 水道法第3条第4項に規定する水道用水供給事業の用に供する同条第1項に規定する水道

(4) 水道法第3条第6項に規定する専用水道

(5) 水道法第3条第7項に規定する簡易専用水道

2 この条例において「小規模専用水道」とは、小規模簡易専用水道以外の小規模水道をいい、「小規模簡易専用水道」とは、水道法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する同条第1項に規定する水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模水道をいう。

3 この条例において「設置者」とは、小規模水道を布設し、又は管理している者をいう。

4 この条例において「小規模専用水道施設」とは、小規模専用水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（一般の需要に応じて小規模専用水道により水を供給する事業に係るもの以外のものにあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつて、当該設置者の管理に属するものをいう。

(水質基準)

第3条 小規模水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。

(2) シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。

- (3) 銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。
- (4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- (5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- (6) 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、規則で定める。

(施設基準)

第4条 小規模専用水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該小規模専用水道の形態等に応じ、必要な小規模専用水道施設を有すべきものとして、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
- (2) 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。
- (3) 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。
- (4) 浄水施設は、原水の質及び量に応じて前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、濾(ろ)渦池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。
- (5) 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。
- (6) 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。
- (7) 小規模専用水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

(確認)

第5条 小規模専用水道の新設又は規則で定める増設若しくは改造の工事をしようとする者は、当該工事に着手する前に、当該工事の設計が前条の施設基準に適合するものであることについて、管理者の確認を受けなければならない。

(確認の申請)

第6条 前条の確認を受けようとする者は、申請書に工事設計書その他規則で定める書類及び図面を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 前項の工事設計書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 1日最大給水量及び1日平均給水量

- (2) 水源の種別及び取水地点
- (3) 水源の水量の概算及び水質試験の結果
- (4) 小規模専用水道施設の概要
- (5) 小規模専用水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造
- (6) 浄水方法
- (7) 工事の着手及び完了の予定年月日
- (8) その他規則で定める事由

（確認等の通知）

第7条 管理者は、前条第1項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第4条の施設基準に適合することを確認したときは、当該申請をした者にその旨を通知し、適合しないと認めるとき、又は申請書の添付書類によっては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、当該申請をした者にその旨を通知しなければならない。

2 前項の通知は、前条第1項の申請を受理した日から起算して30日以内に、書面をもってしなければならない。

（給水開始前の届出及び検査）

第8条 小規模専用水道の設置者は、給水を開始しようとするときは、あらかじめ、その旨及び規則で定めるところにより実施した水質検査の結果を管理者に届け出なければならない。

2 小規模専用水道の設置者は、管理者が前項の届出を受理した場合において、規則で定めるところにより行う施設検査に合格しなければ、給水を開始してはならない。

（変更又は廃止の届出）

第9条 小規模専用水道の設置者は、規則で定める事項を変更したときは速やかに、当該小規模専用水道を廃止しようとするときはあらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。

（水質検査）

第10条 小規模専用水道の設置者は、規則で定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

2 小規模専用水道の設置者は、前項の規定による水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して3年間これを保存しなければならない。

（衛生上の措置）

第11条 小規模専用水道の設置者は、規則で定めるところにより、小規模専用水道施設の管理

及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

(給水の緊急停止)

第12条 小規模専用水道の設置者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

(小規模簡易専用水道の給水開始等の届出)

第13条 小規模簡易専用水道の設置者は、当該小規模簡易専用水道による給水を開始したときは、速やかに、その旨を管理者に届け出なければならない。

2 小規模簡易専用水道の設置者は、規則で定める事項を変更したときは速やかに、当該小規模簡易専用水道を廃止しようとするときはあらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。

(小規模簡易専用水道の管理)

第14条 小規模簡易専用水道の設置者は、規則で定める基準に従い、当該小規模簡易専用水道を管理しなければならない。

(改善命令等)

第15条 管理者は小規模専用水道施設が第4条の施設基準に適合しなくなったと認めるときは、当該小規模専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該小規模専用水道施設を改善すべき旨を命ずることができる。

2 管理者は、小規模簡易専用水道の管理が第14条の基準に適合していないと認めるときは、当該小規模簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該小規模簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(給水停止命令)

第16条 管理者は、設置者が前条の規定による命令に従わない場合において、給水を継続させることが公衆衛生上有害であると認めるときは、当該設置者に対して、その命令に係る事項を履行するまでの間、当該小規模水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第17条 管理者は、小規模専用水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模専用水道の設置者から必要な報告を徴し、又は当該職員をして小規模専用水道の工事現場、事務所若しくは小規模専用水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、小規模専用水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類(その作成又は保存に代えて

電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を検査させることができる。

- 2 管理者は、小規模簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模簡易専用水道の設置者から小規模簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして小規模簡易専用水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。
- 3 前各項の規定により立入検査を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第5条の規定による確認を受けないで工事に着手した者
- (2) 第12条の規定に違反した者
- (3) 第16条の規定による給水停止命令に違反した者

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第8条第2項の規定に違反して給水を開始した者
- (2) 第10条第1項の規定に違反した者
- (3) 第11条の規定に違反した者
- (4) 第17条第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 この条例の施行前に千葉県小規模水道条例(昭和37年千葉県条例第10号)の規定により千葉県知事が行った確認、処分その他の行為又は千葉県知事に対して行われた申請その他の行為で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

君津郡市広域市町村圏事務組合規則第3号

君津郡市広域市町村圏事務組合小規模水道条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、君津郡市広域市町村圏事務組合小規模水道条例（平成25年君津郡市広域市町村圏事務組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査項目等)

第2条 条例第3条第1項に規定する水質基準（以下「水質基準」という。）に適合しているかどうかの検査に係る検査事項及び基準は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表に定めるところによるものとする。

2 前項の検査は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うものとする。

(増設及び改造の工事)

第3条 条例第5条の規則で定める増設又は改造の工事は、次の各号に掲げる工事とする。

- (1) 1日の最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設工事、増設工事又は大規模な改造に係る工事

(確認申請書及び添付書類等)

第4条 条例第6条第1項に規定する申請書は、小規模専用水道新設・増設（改造）工事確認申請書（別記第1号様式）とする。

2 条例第6条第1項の規定で定める書類及び図面のうち、同条に規定する小規模専用水道の新設に係る書類及び図面は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 給水区域を記載した図面
- (2) 小規模専用水道施設の位置並びに水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
- (3) 主要な小規模専用水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする図面
- (4) 導水管きょ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする図面
- (5) その他管理者が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、前条各号に掲げる工事を行う場合に係る条例第6条第1項の規定で定める書類及び図面は、前項各号に定める書類及び図面のうち当該工事に係る部分の書類及

び図面とする。

4 条例第6条第2項第8号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 給水が行われる施設又は区域の名称及び所在地

(2) 水の供給を受ける者の数

(給水開始前の届出及び検査)

第5条 条例第8条第1項に規定する届出は、小規模専用水道給水開始届出書(別記第2号様式)により行うものとする。

2 条例第8条第1項に規定する水質検査は、小規模専用水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水(以下「検水」という。)について、第2条に規定する検査項目等により行う検査及び当該検水について行う消毒の残留効果に関する検査とする。

3 条例第8条第2項の規定により行う施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水等設備の新設、増設又は改造により影響のある事項に関し、当該新設、増設又は改造に係る施設及び当該影響に関係があると認められる小規模専用水道施設について行うものとする。

(小規模専用水道の廃止等の届出)

第6条 条例第9条に規定する変更の届出は小規模専用(簡易専用)水道変更届出書(別記第3号様式)により、同条に規定する廃止の届出は小規模専用(簡易専用)水道廃止届出書(別記第4号様式)により行うものとする。

2 条例第9条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 条例第6条第2項各号に掲げる事項

(2) 設置者の住所及び氏名

(定期又は臨時の水質検査)

第7条 条例第10条第1項の規定により行う定期の水質検査は、検水について、次の表の左欄に掲げる検査を当該右欄に定める回数により実施するものとする。

検 査	回 数
色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査	1日につき1回
第2条に規定する検査項目等により行う検査	おおむね6ヶ月につき1回

2 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、第2条に規定する検査項目等による検査の全部又は一部を省略することができる。

3 条例第10条第1項に規定する臨時の水質検査は、小規模専用水道により供給される水が、水質基準に適合しないおそれがあると認められる場合に検水について行う第2条に規定する検査項目等による検査とする。この場合において、前項の規定を準用する。

(衛生上の措置)

第8条 条例第11条の規定により、小規模専用水道の設置者が講じなければならない衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 水源地、浄水場、配水池は常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にすること。
- (2) 前号の各施設には、かぎをかけ、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。
- (3) 配水池等水槽の清掃を1年ごとに1回定期に行うこと。
- (4) 給水せんにおける水が遊離残留塩素を1リットルにつき0.1ミリグラム(結合残留塩素の場合は1リットルにつき0.4ミリグラム)以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合にあっては、給水せんにおける水が遊離残留塩素を1リットルにつき0.2ミリグラム(結合残留塩素の場合は1リットルにつき1.5ミリグラム)以上保持するように塩素消毒をすること。

(小規模簡易専用水道の給水開始の届出)

第9条 条例第13条第1項の規定による小規模簡易専用水道の供給開始の届出は、小規模簡易専用水道給水開始届出書(別記第5号様式)により行うものとする。

2 前項の届出書には次の各号に掲げる事項を記載した書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 給水が行われる施設又は区域の名称及び所在地
- (2) 水の供給を受ける者の数
- (3) 水源となる水を供給する水道事業者(水道法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。)の氏名又は名称
- (4) 受水槽及び高置水槽の数、有効容量、材質、設置場所等の施設の概要
- (5) 給水開始年月日
- (6) 主要な水道施設の配置状況を明らかにする系統図
- (7) その他管理者が必要と認める書類

(小規模簡易専用水道の廃止等の届出)

第10条 条例第13条第2項に規定する変更の届出は小規模専用（簡易専用）水道変更届出書（別記第3号様式）により、同項の規定する廃止の届出は小規模専用（簡易専用）水道廃止届出書（別記第4号様式）により行うものとする。

2 条例第13条第2項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 第9条第2項各号（第5号を除く。）に掲げる事項
- (2) 設置者の住所及び氏名
(小規模簡易専用水道の管理基準)

第11条 条例第14条に規定する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 水槽の清掃を1年ごとに1回定期に行うこと。
- (2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 給水せんにおける水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、第2条に規定する検査項目等による検査を行う。（必要があると認める場合は、当該検査の全部又は一部を省略することができる。）
- (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
(身分証明書)

第12条 条例第17条第3項の証明書の様式は、身分証明書（別記第6号様式）とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

お問い合わせ先／健康福祉センター（保健所）一覧

（平成25年4月1日現在）

健康福祉センター名	電話番号	住所	所管区域
印旛	043-483-1137	佐倉市鍋木仲田町8-1	酒々井町・栄町
香取	0478-52-9161	香取市佐原口2127	神崎町・多古町・東庄町
山武	0475-54-0611	東金市東金907-1	九十九里町・芝山町・横芝光町
長生	0475-22-5167	茂原市茂原1102-1	一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町
夷隅	0470-73-0145	勝浦市出水1224	大多喜町・御宿町
安房	0470-22-4511	館山市北条1093-1	鋸南町

市の区域においては、

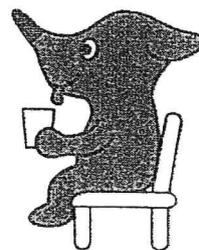
各市担当課にお問い合わせください。

お問い合わせ先／各市担当課一覧

市	担当課	電話番号
1 千葉市	千葉市保健所	043-238-9940
2 船橋市	船橋市保健所	047-431-4191
3 柏市	柏市保健所	04-7167-1259
4 習志野市	環境保全課	047-451-1400
5 八千代市	健康福祉課	047-483-1151
6 鎌ヶ谷市	健康増進課	047-445-1141
7 市川市	保健医療課	047-704-0254
8 浦安市	健康増進課	047-351-1111 (内線 73-2131)
9 松戸市	環境政策課	047-366-1111
10 流山市	健康増進課	04-7154-0331
11 我孫子市	*	04-7185-1111
12 野田市	環境保全課	04-7125-1111 (内線 3213)
13 佐倉市	生活環境課	043-484-6716
14 成田市	環境衛生課	0476-20-1531
15 四街道市	環境政策課	043-421-6131
16 八街市	環境課	043-443-1406
17 印西市	環境保全課	0476-42-5111 (内線 363)
18 白井市	環境課	047-492-1111 (内線 3273)
19 富里市	環境課	0476-93-4945
20 香取市	環境安全課	0478-50-1248
21 銚子市	健康管理課	0479-24-8070
22 旭市	環境課	0479-62-5328

市	担当課	電話番号
23 匝瑳市	環境生活課	0479-73-0088
24 東金市	環境保全課	0475-50-1170
25 山武市	環境保全課	0475-80-1163
26 大網白里市	地域づくり課	0475-70-0386
27 茂原市	健康管理課	0475-20-1574
28 勝浦市	介護健康課	0470-73-6614
29 いすみ市	健康高齢者支援課	0470-62-1162
30 館山市	環境課	0470-22-3352
31 南房総市	水道課	0470-44-4611
32 鴨川市	環境課	04-7093-7838
33 木更津市	君津郡市広域市町村圏事務組合	0438-25-6121
34 君津市		
35 富津市		
36 袖ヶ浦市		
37 市原市	保健福祉課	0436-23-9768

*本リーフレット作成時点で未決定



千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」

千葉県健康福祉部薬務課 電話 043-223-2618

<http://www.pref.chiba.lg.jp/yakumu/nc/ousu/index.html>